

エネルギーの地産地消促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 エネルギーの地産地消促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日付け文部科学省、経済産業省告示第2号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギーの地産地消の促進を図るため、地域が取り組む新エネルギーの導入事業に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号。以下「法」という。）第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備の導入事業であって、かつ、次項に定める事業とする。

2 前項に定める事業については、次のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 法第4条に規定する特定契約に基づき得られる収入（以下「売電収入」という。）の全額を当該市町村地域において別に定める地域振興事業等に活用すること。
- (2) 他の道事業に採択されることがない事業であること。

(補助対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助対象事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるものとする。また、補助率及び限度額については、同表のとおりとする。

(事業計画の提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

2 事業計画の提案は、知事に対して事業計画書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとし、総合振興局長又は振興局長経由により提出することとする。

(事業計画の審査)

第7条 知事は、事業計画の認定を行うための審査機関として、エネルギーの地産地消促進事業計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、前条第1項の規定により提出された事業計画について次の観点から審査し、認定が適当と認められる事業計画を選考する。

- (1) 当該地域の新エネルギービジョン等との整合性が認められるものであること
- (2) 地域特性を十分に活かした効果的な新エネルギーの導入であること
- (3) 当該地域における地域振興事業が効果的に実施されるものであること
- (4) 事業の実現性や持続性・継続性が認められるものであること
- (5) 地域の連携体制が図られ、売電収入の管理体制が適切であるものであること
- (6) 道内への波及効果が高いものであること

3 審査委員会の組織及び運営については別に定める。

(事業計画の認定)

第8条 知事は、審査委員会により選考された事業計画を認定するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。

3 知事は事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、別に指定する期日までに、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式をいう。以下「経済第〇号様式」について同じ。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 経済第2号様式 | 事業計画書 |
| (2) 経済第4号様式 | 事業計画書 |
| (3) 経済第7号様式 | 補助金等交付申請額算出調書 |
| (4) 経済第10号様式 | 経費の配分調書 |
| (5) 経済第11号様式 | 事業予算書 |
| (6) 経済第23号様式 | 資金収支計画書 |
| (7) その他知事が別に指示する書類 | |

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書に係る書類等の審査等により、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、前条第1項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第11条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の経費の配分の変更)

第13条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第14条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第23条第2項に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 4 補助事業者は、第 2 項の処分制限財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和 53 年 8 月 5 日付け通商産業省告示第 360 号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることができるものとする。

（産業財産権等に関する届出等）

第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に別記第 2 号様式により知事に届出しなければならない。（工事完成届）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完了したときは、速やかに工事完成届（経済第 18 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 11 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、補助事業完了の日から 20 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 20 日のいずれか早い日までに、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 経済第 2 号様式 事業実績書
- (2) 経済第 4 号様式 事業実績書
- (3) 経済第 10 号様式 経費の配分調書
- (4) 経済第 20 号様式 補助金等精算書
- (5) 経済第 22 号様式 事業精算書
- (6) 第 15 条第 3 項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (7) その他知事が別に指示する書類

（消費税等）

第19条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 3 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第20条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第 15 条第 2 項に規定する処分制限財産を有し、同条第 4 項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理・保管しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第21条 知事は、第 18 条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第22条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定をした後において交付するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業の実施状況について、別記第4号様式により知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 補助事業者は第1項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後2年間保存しなければならない。

(収益納付)

第24条 知事は、前条の報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付(補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。)させることができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第25条 知事が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、第13条から第16条まで、第19条、第20条、第23条第1項及び第3項並びに前条の条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第26条 知事は、補助事業の名称、補助事業者名、所在市町村名、補助金額等を公表するものとする。

2 知事は、第18条及び第23条に規定する報告書を本道における新エネルギーの導入促進のために活用し、必要に応じて、補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

別表 補助対象経費、補助率及び限度額

区分	項目	補助対象経費	補助率	限度額
導入事業費	設計費	第4条に規定する補助対象事業に必要な機械装置等の設計費	1/2以内	1,500万円
	機械装置等購入費(設備費)	第4条に規定する補助対象事業に必要な機械装置の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費(ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)		
	工事費	第4条に規定する補助対象事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費		
	諸経費	第4条に規定する補助対象事業を行うために直接必要なその他の経費(工事負担金、管理費(旅費、通信費、会議費等))		
	その他知事が特に必要と認めた経費	上記費目以外で、第4条に規定する補助対象事業に必要な経費のうち、道に事前に協議して知事が特に必要と認めた経費 ただし、次の経費については、認めない。 ・食糧費等の個人消費的経費 ・常用雇用者に係る人件費		